

平成28年度

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 事業計画（案）

基本方針

『みんな笑がお！志あられる 結のまち しぶし』

～ともにつながり支え合う 安心して生き生きと暮らせるまちづくり～

急速な少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加などによる人口構造の変化に加えて、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、地域における「つながり」や「絆」の大切さが見直され、官民一体となった取り組みが求められています。

このような厳しい社会情勢を背景に、住民一人一人の自立を支え、安心して生活できる社会基盤を再構築すべく、社会保障制度の見直しも進められています。

平成27年度介護保険制度改正では、国においては、医療と介護の一体的な展開、日常生活圏域に着目した地域包括ケアシステムの推進等が掲げられ、2025年には4人に1人が75歳以上となる超高齢化社会の到来の、いわゆる「2025年問題」を見据えたさまざまな改革がすでに行われています。このような中、志布志市では、地域包括ケアシステムの構築が急務であります。

とりわけ、在宅サービスについては、市社会福祉協議会がこれまで取り組んできた住民参加の助け合いや生活支援サービスの拡充を図り、介護サービスについても、目指す住民主体の地域包括ケアシステムのなかに改めて位置づけ、市社会福祉協議会ができる事業展開を推進していく必要があります。

また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、市から受託した本事業は、制度の狭間に置かれている生活困窮者を早期の自立生活につないでいくために、本年度は新たに任意事業を受託して事業の充実、拡充を図っていきます。

このような状況を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5か年計画の3年目となる第一次地域福祉活動計画を再点検して、広く市民、関係団体や機関の理解と協力を得ながら計画に沿った事業の推進を行い、福祉コミュニティの形成を図っていきます。

現在、国会審議中の社会福祉法の一部改正案では、公益性、非営利性の徹底や情報公表、地域社会等を柱とする社会福祉法人制度の見直しが行われ、当会では法案の趣旨に沿って、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」について、情報収集を行い、積極的に取り組んでいきます。

今後ますます複雑、多様化していく福祉情勢を見据え、地域の様々な個別課題に対して、相談や支援、そして解決にあたることを基本に、「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした住みやすい、やさしい、福祉のまちづくり」を目指して、平成28年度は次の重点目標を掲げ、各事業を進めてまいります。

重点目標

1 法人運営の基盤強化

本所、各支所間の役割分担や連絡調整、適切な人員配置による組織見直し、事務分掌の見直しを行い、また中・長期的な職員体制及び財源計画を策定して法人運営の基盤強化に努めます。

また、施行予定の社会福祉法の一部改正による社会福祉法人改革に沿って、本会においても組織のあり方を見直し、理事会、評議員会一体となり法人運営を行い、社会福祉法人としての責務を果たします。

2 地域福祉の推進

志布志市と一体的に策定しました「志布志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の平成 26 年度からの 5 か年計画の基本理念、それを実現するための 3 つの基本目標と取り組みの柱や地区計画の進捗状況を毎年度検証し、事業評価、見直しを行いながら、2 次計画に繋がるよう地域福祉推進に努めてまいります。

また、福祉圏域での福祉ニーズを的確に捉えて、地域活動の担い手育成を行い、地域住民相互のたすけあい活動(住民参加型サービス等)の仕組みづくりの確立、更には、今回の介護保険制度改正を踏まえ、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するために関係機関及び団体と連携を図り、個別支援をとおして、地域を支える拠点づくりを推進します。

地域における生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて市とより連携を図ってまいります。

3 生活困窮者自立支援事業の取り組み

平成 27 年度から全国的に施行された生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業を市から受託し、「しぶし生活自立支援センター」を相談窓口として開設しています。平成 27 年度は 68 名の相談を受け、生活保護に至る前の段階から生活困窮者を早期に支援するため、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行っています。

平成 27 年度からハローワークや面接会場同行、履歴書作成支援等の就労支援、家計収支把握や家計見直し、各種資金貸付へのつなぎ等の家計支援などを行いましたが、平成 28 年度から新たに任意事業である就労準備支援事業及び家計相談支援事業を受託し、支援の充実を図ります。

就労準備支援事業では、就労体験等を通じた訓練や生活習慣確立のための支援、地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練などを行います。

家計相談支援事業では、家計表作成や滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消、各種給付制度等の利用に向けた支援などを行います。

各事業について、地域資源の活用、地域資源の創出を行いながら、地域づくりにも繋げられるよう支援します。

4 介護保険事業・障害者総合支援事業の取り組み

介護保険法・障害者総合支援法の改正に対応した職員体制、取り組みを行います。指定居宅サービス事業者として、法令遵守のもと、利用者やその世帯の生活課題を把握し、ニーズに即

したサービス提供を適切かつ柔軟に行い、円滑な事業推進に努めます。

また、地域福祉分野との連携、市社協内外のサービスや活動との協働を図ります。

地域包括ケアシステムのなかでは、市社協にできる介護予防・日常生活総合支援事業等を研究し、積極的に取り組みます。

5 自主財源の確保

安定した法人運営を目指して、市からの補助金、受託金以外の自主財源の確保として、現在実施している介護保険事業外の市社協独自事業「ささえあい事業」等の推進や、市社協活動を積極的に周知広報し、会員会費や共同募金等の自主財源の確保と拡大を図り、その他、市社協の公共性を活かした事業を企画・検討や事務事業を検証し、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう取り組んでまいります。また、保有する基金等の効率的な運用により、将来にわたっての安定的な財源基盤作りに努めます。

I. 法人運営部門

1 法人全体の運営

- (1) 組織体制の見直しに伴う諸規程の整備を行い、指揮命令系統を明確化し、法令遵守の法人経営、介護保険事業経営を目指します。
- (2) 本所と支所及び支所間の連携を密にして、福祉サービスの向上を図るとともに、地域に根ざした事業の推進に努めます。また、本所を中心とした組織体制を整え、効率・効果的なサービス提供に努めます。
- (3) グループネットワーク活用等により社協内での情報共有化を図り、円滑な事務事業運営を図ります。
- (4) 事業計画、予算の立案及び計画の進捗度、予算執行状況（事業別）、月次経営収支、業務実施状況を確認し、計画的事業経営に努めます。
- (5) 地域福祉事業、介護保険事業の推進を担う職員の資質向上を目指し、研修計画に基づいた職員研修を実施します。また、広範囲になっていく福祉事業に対応していくために職員への資格取得の機会を促し、より質の高いサービス提供に努めます。
 - ① 課題別研修
 - ② 部門別研修
 - ③ 月例定例会議
 - ④ 事業所毎研修
 - ⑤ 資格取得への支援（社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士等）
 - ⑥ 外部研修参加
- (6) 人事制度と評価制度の確立を目指して、平成 28 年度は試行的に実施し、職員個々の能力開発、人材育成を図り、健全で発展性のある法人運営を行います。
- (7) 職員間の交流や健康管理等福利厚生を促進させ、働きやすい職場環境づくりに努めます。

2 財務・人事管理等の組織管理マネジメント

- (1) 本所、支所を含めた人的交流を推進し、事務事業の協働化と情報の共有化を推進しま

す。

- (2) 補助金・委託料のより効果的な事業の発揮や、介護保険事業の業績向上を目指して収入の確保に努めるとともに、人件費の計画的な執行、事務事業の費用対効果の精査による経費の節減、施設の修繕費等の義務的費用に備える引当金の確保に努め、持続可能で安定的な財政運営を推進します。
- (3) 本所、各支所役割分担による人員配置、分掌事務の見直しを行い、効率的で安定した経営に努めます。
- (4) 自主財源確保として、介護保険事業外の「ささえあい事業」、「思いやり基金自動販売機設置事業」や新たな収益事業を研究して積極的に導入します。
- (5) 平成27年度から移行した新会計基準に則り、健全・明朗な透明性のある法人会計に努めます。

3 理事会・評議員会・監事会の開催

本会を運営する重要な案件は、その都度理事会・評議員会での審議や監事会による監査等を実施し、その状況を広報紙、ホームページ等で公開し、経営の透明性に努めます。また、理事の参画による部会設置を引き続き検討していきます。

4 本所・支所施設の管理運営

指定管理を受けている志布志市健康ふれあいプラザ（本所）、志布志市市民センター（有明支所）、志布志市老人福祉センター（松山支所）、志布志市老人憩の家（松山支所）を市社会福祉協議会の活動拠点とし、また地域に開かれた交流施設として、市民に親しまれる施設となるように健全な管理運営に努めます。

また、老朽化する拠点施設の対応改善に努めます。

5 社会福祉協議会会費の効率的運用

市社協の活動の趣旨に賛同していただいた市民、団体、法人等の会員加入促進を図り、会費の使途については、会員の期待に応えるよう効果的に運用し、事業実績等を会員に情報を公開します。

Ⅱ. 地域福祉活動推進部門

1 福祉のまちづくり事業の推進

(1) 志布志市地域福祉活動計画に沿った事業の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすために、市民の主体的な参画により、地域福祉を総合的かつ計画的に推進し、一人ひとりのよりよい福祉の実現と共生・協働のまちづくりを目指すことを目的として、志布志市地域福祉計画と一体となって志布志市地域福祉活動計画に沿って取り組みます。

- ① 住民参加による計画の進行管理
- ② 住民の主体的な計画推進に向けた取り組みへの支援

- ③ 地区座談会の開催
- ④ 推進委員会の開催

(2) 地区市社会福祉協議会の基盤づくり支援

地区社協は、住民にとって最も身近な社会福祉協議会です。21 地区ある地区社協が地区内の困りごとを把握、共有し、その解決に向けた取り組みを市社協と連携して行うことにより、誰もが安心して暮らせる住みよい福祉のまちづくりを進めます。

その地区社協の基盤づくりのための支援を行います。

- ① 地区社会福祉協議会設置規程の制定
- ② 地区社会福祉協議会規約の整備支援
- ③ 志布志市地区社会福祉協議会連絡協議会設置及び会則の整備支援

(3) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク活動）の推進

住民の生活圏である小地域において、地区社協（校区公民館）及び民生委員児童委員との連携を強化し、一人暮らし高齢者や障がい者等誰もが安心して生活を送れるよう、「見守り」「声かけ」「緊急時の対応」など住民相互の支え合い・助け合い活動を支援しています。

引き続き緊急連絡カードを整備し、地域福祉支援システムによる市社協本所各支所、市、地域包括支援センター、消防署等関係機関での要援護者情報の共有を図ります。

また、民間企業・事業所等との「高齢者等見守り活動協定」締結を進めており（27 年度 106 事業所）、協力事業所から見守り活動の連絡を受けるケースも出てきています。

地域で発生する様々な問題の早期発見に努め、市民誰もが安心・安全な生活を送ることができるように協力事業所の拡充を進めます。

医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するために他機関及び団体（地区社協・福祉団体・ボランティア団体・NPO法人・市・医療機関・介護保険事業所等）と連携を図り、地域課題の個別支援をとおして、個人を支える地域づくりを推進します。

①地区社協への支援と連携強化

- ・地区社協会長会の開催
- ・見守り活動研修会（各町）の開催
- ・地区ネットワーク推進会議への参加、情報提供の実施
- ・地区社協主催ふくしの集いへの参加、情報提供、運営費・事業費助成

②地域福祉システムづくり推進委員会の開催

③民間企業・事業所等（電気、ガス、水道、宅配便、郵便局、金融機関、新聞、ガソリンスタンド、商店、介護保険事業所、施設等）との「高齢者等見守り活動協定書」締結による見守りネットワークの強化

④認知症サポーター養成講座、認知症徘徊模擬訓練の実施（地域包括支援センターとの協働）

(4) 「支え合いマップづくり」の推進

小地域（自治会）での「支え合いマップづくり」に取り組み、気になる方の把握、困りごと（個別、地域）の把握とその解決に向けた活動

(5) 高齢者ふれあいサロンの拡充・活動の支援

- ① 小地域圏域における高齢者介護予防のためのサロン拡充
- ② 見守り活動（近隣福祉ネットワーク活動）における協力員との交流会の開催
- ③ 高齢者ふれあいサロン運営ボランティア研修会の開催
- ④ 地域交流の場を活用したサロンの開設（地域資源の活用）
- ⑤ 参加者の困りごと把握による身近な生活支援活動へのコーディネート

(6) 子育てサロン活動の支援

- ① 子育てサロン運営ボランティア交流会の開催
- ② いつでも集える健康ふれあいプラザの開放
- ③ 子育てサロン開設の拡充

(7) 広報活動の充実

- ① 市社協だより「ささえあい」の発行（年6回）
広報委員会において充実した紙面づくり
- ② 市社協ホームページの更新と管理運営、情報公開の促進、SNS（※1注釈）等の手段活用
- ③ 市社協パンフレット（事業紹介）内容の見直し
- ④ 朗読ボランティア「鈴」と連携による社会福祉協議会活動の周知

(8) 思いやり基金付自動販売機設置益金の効果的活用の実施

(9) 志布志市社会福祉大会の開催

(10) 新たな福祉サービス等の企画

(11) コミュニティワークの技術向上研修（※2注釈）の開催

(12) 生活支援の仕組みづくりの実施（住民参加型サービス事業等）

※1 SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進、サポートする、コミュニティ型のインターネットサイトのこと。「フェイスブック」や「ツイッター」等

※2 コミュニティワークの技術向上研修…個別援助による課題の捉え方・地域住民主体活動を高める側面的援助技術手法・地域社会資源の発掘とマッチング手法・コミュニティマネジメント手法の研修

2 ボランティアセンター事業の推進

(1) ボランティアセンターの機能充実

平成27年度は、ボランティアセンター運営委員会の開催において、ボランティア育成事業協力校への助成のあり方やボランティア事業評価を実施し、活動の方向性を協議・検討を重ねてきました。平成28年度も引き続きボランティアセンター運営委員会の意見を聴き、各種ボランティア事業に反映します。

また、これまでと同様に、3支所にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを求める人と活動をしたい人とのコーディネート機能の強化を図り、住民が身近にボランティア活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、学校や地域における活動の場づくりをとおして福祉教育を推進し、地域の支えあう関係（共助）の基盤づくりを行います。

- ① ボランティアセンター運営委員会の開催
- ② ボランティアコーディネーターの研修等による技術向上
- ③ ボランティアに関する相談業務の充実（個人・団体・施設ボランティア登録の促進、ニーズ掘り起し、ボランティアコーディネート）

(2) 情報収集と発信

- ① 様々な媒体の活用
- ② 市社協だより広報紙「ささえあい」のボランティア紙面の充実（年6回発行）
- ③ ホームページ管理運営
- ④ ボランティアセンター便りの発行（年1回）

(3) 人材育成・研修の開催

- ① ボランティア育成講座の開催
- ② 教職員福祉ボランティア育成講座の開催
- ③ ワークキャンプ事業の実施（サマーボランティアスクール）
- ④ 親子福祉体験ツアーの実施（ふれあいボランティア活動事業のポイント達成者を対象）
- ⑤ ボランティア先進地視察研修の実施

(4) 啓発事業の実施

- ① 福祉作文・絵画コンクールの実施
- ② 志布志市ボランティアまつりの開催
- ③ 各種イベントへの参加、活動展示コーナー設置

(5) 団体活動支援、ネットワーク化の促進

- ① ボランティア活動保険料助成の実施
- ② ボランティア団体活動助成の実施
- ③ ボランティアのつどい開催
- ④ NPO法人等の交流・活動支援
- ⑤ 志布志市ボランティア協働笑談会の開催

(6) 志布志市ボランティア連絡協議会との連携及び活動支援

- ① 志布志市ボランティア連絡協議会組織の拡充の支援
- ② 志布志市ボランティア連絡協議会共催による研修会の開催
- ③ 志布志市ボランティアまつりの合同による開催

(7) 防災・災害救援体制の確立

災害ボランティア活動訓練に伴う関係機関・団体との連携

- ① 災害ボランティアセンター設置・運用マニュアルによる訓練の実施
- ② 大隅地区市社会福祉協議会連絡協議会との連携
- ③ 避難行動要支援者情報共有による市や地区社会福祉協議会との連携（平時からの災害に対する情報整備）
- ④ NPO法人・福祉施設や新大隅青年会議所及び企業等との連携

(8) 福祉教育の推進

- ① ボランティア育成事業協力校の指定・連絡会の開催（市内小中学校）
- ② 高校生介護等体験特別事業（県社会福祉協議会受託）の指定高校への支援協力
- ③ 福祉出前講座の実施（教員向け、児童・生徒向け、一般住民向け）
- ④ 福祉教育用機材の貸与、市社協職員派遣及び外部講師斡旋等人材派遣の実施
- ⑤ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施（ポイント制度）

3 共同募金運動の推進

市民の優しさや思いやりを届ける運動として、志布志市共同募金委員会と志布志市社協がより緊密な連携を図り、地域福祉の推進という共通理解を持って、赤い羽根共同募金の活動や広報を充実させ事業推進を図ります。

- (1) 志布志市共同募金委員会の運営と業務推進
- (2) 一般募金・歳末たすけあい募金配分事業の実施
- (3) 共同募金運動、歳末たすけあい運動の実施（10月～12月）
- (4) 共同募金各種チャリティイベント事業の開催

- (5) 風水害、火災等の罹災者への迅速な見舞い、援護の実施
- (6) 「共同募金を知ろう！」キャンペーンの展開

4 日本赤十字社事業への協力

日本赤十字社鹿児島県支部と日本赤十字社志布志市地区（市社協）が連携を図りながら事業を推進します。住民、または法人に対しての赤十字事業の趣旨及び必要性について広報・啓発に積極的に協力します。

- (1) 日本赤十字社員増強運動月間の推進（5月）
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部志布志市地区の業務推進
- (3) 災害時の迅速、適切な救援活動、救援物資の配布・常設展示の実施
- (4) 赤十字講習会の積極的活用
- (5) 赤十字奉仕団研修会の開催協力
- (6) 各地区社協にハイゼックスの常備及び炊き出し訓練の推進
- (7) 災害ボランティアセンター設置・運用訓練及び災害時の救援ボランティア活動に伴う関係機関・団体との連携
- (8) 平成29年度より社費募集制度改正に伴う住民への周知

5 福祉団体への支援

- (1) 各福祉団体との連携、協力支援、助成
- (2) 地域福祉活動計画に基づく地域活動事業の推進と連携
- (3) 助成方法のあり方の検討

Ⅲ. 福祉サービス部門

1 身近な相談支援・相談窓口の充実

- (1) 地域住民の様々な生活上の問題に対して相談に応じ、専門機関等への橋渡しや福祉サービス情報を提供するとともに相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決の向上に努めます。
 - ① 心配ごと相談所の設置（志布志本所、有明支所、松山支所）
 - ② 心配ごと相談所運営のための本所、支所の連携
 - ③ 心配ごと相談員研修の実施
 - ④ 心配ごと相談所の広報周知及び各関係機関との連携
- (2) ふれあいサロンや子育てサロン開催による相談支援の充実
- (3) 見守り活動による身近な地域での相談支援の充実
- (4) 福祉サービス苦情受付、解決窓口の開設、第三者委員による苦情解決体制の確立
- (5) 介護サービス事業、障がい者支援事業、高齢者等訪問給食サービス事業による相談窓口の充実

2 福祉サービス利用支援事業の推進

福祉サービス利用手続きや金銭管理などに困っておられる高齢者や障がい者の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるように支援を行います。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、福祉サービス利用支援事業の支援のみならず、生活困窮者自立支援制度を活用することにより、より一層効果的に、利用者の自立支援を図ります。

- (1) 専門員設置による円滑な事業推進
- (2) 利用支援員の確保、指導援助
- (3) 県社協、各関係機関との連携
- (4) 各事業所へのサービス利用の周知強化
- (5) 居宅介護支援事業所や市との連携による利用者への適切な支援
- (6) 本所、各支所の利用支援員の連携、研修会への参加等による事業体制の確立
- (7) 法人後見事業の研究検討
- (8) 本事業利用者における生活困窮者としぶし生活自立支援センターとの繋がり

3 各種資金貸付事業の実施

県社協の運営する生活福祉資金の窓口として、必要な世帯に低利又は無利子で資金の貸付を行い、自立更生を支援します。

また、市社協単独の貸付制度として、法外援護資金の適切な貸付と援助指導を行い、低所得世帯の自立更生を図ります。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、資金の貸付のみならず、しぶし生活自立支援センターとの連携により、より一層効果的に相談者の自立支援を図ります。

- (1) 生活福祉資金貸付事業の実施
 - ① 総合支援資金
 - ② 福祉資金
 - ③ 教育支援資金
 - ④ 不動産担保型生活資金
- (2) 法外援護資金貸付事業の実施（小口資金貸付事業）
- (3) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催
- (4) 生活福祉資金及び法外援護資金償還督促の実施
- (5) 生活困窮に対する利用者と自立相談支援事業との連携
- (6) 法外援護資金貸付規程の見直し（検討）

4 生活困窮者自立支援事業への取組み

生活保護に至る前の段階から生活困窮者を早期に支援し、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行います。また、出口づくりの一環として就労準備支援事業及び家計相談支援事業を実施します。

- (1) 自立相談支援事業の受託
- (2) 任意事業（就労準備支援事業、家計相談支援事業）の受託
- (3) 生活福祉資金・法外援護資金貸付事業、福祉サービス利用支援事業、介護サービス事業

- (高齢、障がい)、見守り活動など各種事業との連携による生活困窮者の把握
- (4) 市、障がい者相談支援センター、保健所、地域包括支援センター、地区社協、民生委員児童委員協議会連合会等、関係機関との連携による生活困窮者の早期つなぎ
 - (5) 地域資源の活用・創出による地域づくり
 - (6) 支援調整会議の開催
 - (7) 相談援助技術向上のための研修会参加

IV. 在宅福祉サービス部門

1 高齢者支援事業の推進

- (1) 地区社協が開催する、ふくしの集い事業（世代間交流、一人暮らし高齢者の集い等）の支援
- (2) 敬老訪問の実施（白寿、100歳以上）
- (3) 金婚式の開催
- (4) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク事業）の推進
- (5) 歳末そばの宅配事業の支援（有明、松山）
- (6) 志布志町地域女性連絡協議会弁当配布事業の支援（志布志）
- (7) 認知症サポーター養成講座の開催
- (8) 認知症徘徊模擬訓練の実施

2 在宅支援事業の推進

- (1) ささえあい事業（市社協独自事業の身体介護・生活援助事業）の実施
アセスメント手法の充実により他事業との連携
- (2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施（年2回）
- (3) 家族介護者相互交流事業の開催
 - ① 介護者交流会の開催（受託事業）
 - ② 介護者のつどい「ひまわり」の開催（自主事業、年6回）
- (4) 高齢者等への歌の宅配活動支援
- (5) 福祉機器（特殊寝台、車椅子等）貸与事業の実施
- (6) 障がい者等への朗読ボランティア活動支援
- (7) おやっとさーびす（住民参加型サービス）事業の実施

3 障がい者支援事業の推進

- (1) 障害者総合支援事業の実施
 - ① 居宅介護事業（障害者ホームヘルプ事業）
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・行動援護
 - ・同行援護
 - ② 地域生活支援事業

- ・移動支援
- ・訪問入浴サービス
- ③ 特定相談支援事業の取り組み
 - ・特定相談支援事業所（サービス利用等計画）の開設にむけて相談支援員の育成を行います。
- (2) 障がい者戸外ふれあいの1日の実施（年1回）
- (3) 障がい者の社会参加、スポーツ大会等への支援
- (4) 見守り活動（近隣福祉ネットワーク事業）の推進
- (5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実
- (6) 障がい者サロンの開設
 - そお地区障がい者相談支援センター及びそお地区自立支援協議会と連携を図り、障がい者サロンの開催を目指します。
- (7) そお地区自立支援協議会との連携
 - 各種障がい者支援事業を実施するそお地区自立支援協議会と連携を図り、事業推進の支援を行います。

4 食の自立支援事業（高齢者等訪問給食サービス）の推進

- (1) 必要な利用者に安心、安全なお弁当を届けていくための事業推進
 - ① 調理・配食体制の整備
- (2) 利用者への見守り、安否確認の徹底、関係機関との連携
- (3) 職員研修の実施
- (4) 衛生管理の徹底
- (5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実

5 介護サービス事業の事業体制の充実

指定介護事業所として、法令遵守のもと、職員体制の整備や事業推進を見直し、採算性の確保に努めて、安定した事業運営を目指します。

また、市民から信頼されるサービスを提供するために、関係サービス事業所、医療、市、地域包括支援センター等と連携し、職場内研修の実施、外部研修に積極的に参加して、介護従事者の技術向上を図り、利用者の自立支援に向けた質の高いサービス提供に努めます。

介護予防・日常生活総合支援事業については、対象となる訪問介護事業、通所介護事業について、取り組みを検討して積極的に事業を推進していきます。

また、引き続き、介護保険法改正による事業所加算の取り組みや処遇改善加算を活用しての介護職員の処遇改善を行います。

なお、介護保険法改正に対応した事業展開を研究し、各指定事業の推進を行います。

さらに、各介護サービス事業において個別課題を把握し、地域福祉部門との連携により在宅福祉の推進を図ります。

- (1) 居宅介護支援事業（介護予防）の実施
 - ① 民生委員児童委員及び地域包括支援センターとの連携強化
 - ② 内部研修（年3回）
 - ③ 外部研修

主任介護支援専門員研修会
介護給付等費用適正化事業研修会
地域包括ケア研修会

(2) 訪問介護事業の実施

介護予防・日常生活総合支援事業の取り組み

(3) 訪問入浴介護事業の実施

(4) 通所介護事業の実施

- ① 地域密着型通所介護事業の実施
- ② 介護予防・日常生活総合支援事業の取り組み
- ③ 事業所だよりの発行（利用者・事業所向け）

(5) 身近な相談支援・相談窓口としての充実

(6) 個別支援から地域支援への活動展開

- ① 個別援助技術（※注釈3）による個別課題の把握
- ② 地域福祉部門との連携による社会資源の発掘・活用

(7) 介護職員処遇改善の活用による介護職員の処遇改善と介護人材の確保

(8) 地域包括支援センターへの職員派遣及び連携協力（介護支援専門員2名）

(9) 生きがい対応型デイサービス事業の実施

(10) 通年型短期集中予防事業の実施

※3 個別援助技術・課題に直面している個人や家族に対して、その問題解決を援助するために、援助者によって用いられる手法。

V. サービスの質の向上部門

(1) 各関係機関との連携

- ① 在宅、施設、医療と介護サービスの連携強化
- ② 困難事例に対する支援のための地域包括支援センターとの連携
- ③ 他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者との連携

(2) 介護支援専門員（介護サービス事業職員）資質及び専門性の向上

- ① 資格更新制への対応（介護支援専門員）
- ② 研修会への積極的参加による資質向上
- ③ 苦情解決の対応研修の実施
- ④ リスクマネジメント（事故予防等）研修の実施
- ⑤ 定期的技術研修の実施

(3) 資格取得による質の高いサービスの提供

(4) サービス水準の維持、向上のためのスーパービジョン（※注釈4）の実践

(5) 福祉サービス苦情相談窓口の対応

※4 スーパービジョン…熟練した者（スーパーバイザー）と経験の浅い者（スーパーバイジー）との関係間における対人援助法で、相談援助職が常に専門家としての資質の向上を目指すための教育方法であり、経験の浅い者の自己の盲点について自らが気づくことを促します。